五　法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が防護管理者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　防護管理者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二　自ら行うものとする防護管理者定期講習業務の範囲及びその期間
六　法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が自ら行っていた防護管理者定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　防護管理者定期講習業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二　行わないものとする防護管理者定期講習業務の範囲

第十二章　雑則

第百三十三条　［略］

様式第一（第２条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第86条、第99条、第111条、第122条関係）

		整理番号（注１）	

登録　認証／検査／定期確認／運搬物確認／埋設確認／濃度確認／試験／資格講習／放射線取扱主任者定期講習／特定放射性同位元素防護管理者定期講習　機関　登録申請書

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律　第39条／第41条の15／第41条の17／第41条の21／第41条の23／第41条の25／第41条の27／第41条の31／第41条の35／第41条の41　の規定により、次のとおり登録を申請します。

［略］

注　１　［略］

２　「事業所」　事業所の名称及び所在地については、業務を行う事業所の名称及び所在地を記載すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。

３　［略］

第十二章　雑則

第百三十三条　［同上］

様式第一（第２条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第86条、第99条、第111条関係）

		整理番号（注１）	

登録　認証／検査／定期確認／運搬物確認／埋設確認／濃度確認／試験／資格講習／定期講習［加える。］　機関　登録申請書

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律　第39条／第41条の15／第41条の17／第41条の21／第41条の23／第41条の25／第41条の27／第41条の31／第41条の35［加える。］　の規定により、次のとおり登録を申請します。

［同上］

注　１　［同上］

２　「事業所」　事業所の名称及び所在地については、業務を行う事業所の名称及び所在地を記載すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

３　［同上］